

○唐津市狭あい道路後退用地整備要綱

平成26年6月12日

告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の改善を図り、安全で安心な住み良い街づくりに寄与するため、建築主等の理解と協力のもと、狭あい道路に係る後退用地の確保及び整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の規定による都市計画区域内に限り適用する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狹あい道路 本市が管理する道路のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路で幅員が4.0メートル未満のもの及び他の道で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路をいう。
- (2) 後退用地 狹あい道路と法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する土地をいう。
- (3) 建築主等 狹あい道路に接する土地に建築しようとする者及びその土地の所有者をいう。
- (4) 支障物件 後退用地内に存在する門、塀、擁壁、水道給水管、樹木、生垣その他これらに類するものをいう。
- (5) 後退工事 支障物件を全て除却し、又は移設する工事をいう。

(寄附の対象)

第4条 市長は、建築主等が、支障物件の除却又は移設（以下「除却等」という。）を行った後又は支障物件が存しない場合に後退用地等を寄附しようとするときは、後退用地等の寄附を受けるものとする。

2 市長は、後退用地又はすみ切り用地と一体として整備することで安全かつ良好な居住環境の創出に寄与する区域であると認める場合は、それらの用地に加えて、その区域の用地の寄附を受けることができるものとする。

3 市長は、後退用地等が次のいずれかに該当する場合は、その寄附を受け入れないものとする。

- (1) 支障物件の除却等により後退用地等の安全性に問題が生じる場合
- (2) 抵当権等の所有権を制限する権利の抹消ができない場合
- (3) 給排水管等の埋設物がある場合で、当該埋設物が市の占用許可基準に適合しないとき。

(4) その他市長が不適当と認める場合

(事前協議)

第5条 後退用地の寄附の意思がある建築主等は、狭い道路後退用地協議申出書（第1号様式）により市長に協議を申し出るものとする。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、狭い道路後退用地協議済通知書（第2号様式）により、建築主等に通知するものとする。

(協議の変更)

第6条 建築主等は、前条に規定する事前協議が終了した後、その内容に変更が生じた場合は、狭い道路後退用地変更協議申出書（第3号様式）により市長に協議の変更を申し出るものとする。

(後退用地の測量)

第7条 市長は、第5条に規定する事前協議が終了したときは、建築主等から必要な書類の提出を受けて後退用地の測量を行うものとする。

(採納申請)

第8条 建築主等は、寄附しようとする後退用地の面積が確定したときは、狭い道路後退用地採納申請書（第4号様式）に次の関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 寄附確約書（第5号様式）
- (2) 印鑑登録証明書

(採納の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の採納申請書の提出があった場合は、後退用地の採納を決定し、狭あい道路後退用地採納決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(後退用地の所有権移転登記)

第10条 市長は、前条の規定により採納を決定したときは、建築主等から必要な書類の提出を受けて、後退用地の分筆登記及び所有権移転登記手続を行うものとする。

(権利関係の整理)

第11条 建築主等は、後退用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、前条の必要書類の提出前にこれを解除するものとする。

2 建築主等は、後退用地について相続が発生している場合には、前条の必要書類の提出前に相続登記を完了するものとする。

(後退工事の施工)

第12条 建築主等は、後退工事が必要な場合には後退工事を行い、第7条に規定する後退用地の測量前に完了するものとする。

(整備)

第13条 市長は、第8条に規定する採納申請書を受けた後退用地について、舗装を行うものとする。ただし、後退用地に接する狭あい道路が未舗装の場合は、この限りでない。

(適用除外)

第14条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 後退用地が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合
- (2) 都市計画法第29条の規定による許可を受けて行われる開発行為である場合
- (3) 国、地方公共団体、公社等の公的団体又は法人が事業を行う場合
- (4) 営利を目的とした住宅分譲等を行う場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱の規定を適用することが適当で

ないと認めた場合

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第40号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。